

山梨市放課後児童健全育成事業（学童クラブ）運営業務委託
仕 様 書

令和4年9月

山梨市役所 子育て支援課

山梨市放課後児童健全育成事業（学童クラブ）運営業務委託仕様書

山梨市放課後児童健全育成事業の委託については、「山梨市放課後児童健全育成条例」、「山梨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び関係法令の定めによるほか、この仕様書によるものとする。

なお、本委託期間中に法令等に改正があった場合には、改正された内容に基づくものとする。

1 業務委託名

山梨市放課後児童健全育成事業（学童クラブ）運営業務委託

2 実施場所

八幡学童クラブ（八幡小学校内）

日川学童クラブ（日川小学校敷地内）

後屋敷学童クラブ（後屋敷小学校敷地内）

岩手学童クラブ（岩手公民館内）

笛川学童クラブ（笛川小学校東側）

3 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

※準備期間は、別途協議するものとする。

4 趣旨

本仕様書は、山梨市放課後児童健全育成事業の受託事業者が行う業務の内容及び履行の方法について定めることを目的とする。

5 運営に関する基本的な考え方

- (1) 放課後児童健全育成事業の目的を十分理解した運営を行うこと。
- (2) 「児童福祉法」その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分理解した運営を行うこと。
- (3) 利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- (4) 利用者の平等な利用を確保し、公平な運営を行うこと。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (6) 効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。

6 施設の概要

名称	所在地	施設概要			定員	備考
		占用面積	設置場所	備品等の配備		
八幡学童クラブ	山梨市北 1900-1	77.00 m ²	八幡小学校内教室	梨市が配備 運営に必要な基本備品等は、山	40人	図面①
日川学童クラブ	山梨市歌田 140-1	84.46 m ²	日川小学校敷地内		50人	図面②
後屋敷学童クラブ	山梨市三ヶ所 877	179.50 m ²	後屋敷小学校敷地内		50人	図面③
岩手学童クラブ	山梨市東 1734-1	39.96 m ²	岩手公民館内		40人	図面④
笛川学童クラブ	山梨市牧丘町窪平 1212-1	77.43 m ²	笛川小学校東側敷地		40人	図面⑤

7 開設日及び開設時間

(1) 開設日

基本的に、毎週月曜日から金曜日の5日間とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 開設時間

- ① 午後2時から午後6時まで
- ② ①の時間以降、午後6時30分までは延長保育時間とする。
- ③ 学校休校日は、午前8時から開設する。
- ④ 始業式・終業式・入学式・卒業式の日においては、学校が定めた完全下校時から午後6時までとする。

※開設時間については、市長が必要と認めるときは、変更する場合がある。

8 委託料

従事職員及び臨時職員等の人件費・運営管理費・諸経費等を予算の範囲内で支払う。

令和5年度～令和7年度の委託費上限額 76,500千円を参考に受託可能額を提示してもらう。

令和5年度	24,500,000円
令和6年度	25,500,000円
令和7年度	26,500,000円

※毎年度基本給の2%昇給を見込んだ上昇値

(障がい児受け入れによる支援員増員の人件費及び処遇改善に係る費用については、市と協議のうえ対応する。)

基本契約書(長期継続契約)を締結後、当該年度(単年度)契約書のなかで、委託額を協議し決定する。

市の所有に属する物品等については、無償で貸与し、修理及び更新は、市と受託者との協議とする。

9 委託業務の内容

(1) 放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項、山梨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき事業を実施する。また、事業を実施する場所については、市において施設の確保を行う。

(2) 支援員の留意事項

- ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ② 体罰等、子どもの身体的、精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③ 保護者との対応・信頼関係の構築
- ④ 個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤ 支援員としての資質向上
- ⑥ 事業の公共性の維持

(3) 支援員の職務

- ① 子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 子どもが宿題、自習等の学習活動が自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況について、家族との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家族や地域での遊びの環境づくりの支援を行うこと。

具体的業務内容

① 運営関係

- ・利用児童の健康管理、安全確保、情緒の安定を図る指導に関すること。
- ・児童来室前の準備及び児童が来室してから帰宅するまでの保護育成に関すること。

- ・申請及び退所等に係る事務に関する申し出があったときの市への引継ぎに関すること。
- ・各種行事の実施に関すること。
- ・保護者との面談に関すること。
- ・保護者との連絡に関すること。
- ・けが、事故等の速やかな処置、保護者への連絡及び市への報告に関すること。
- ・災害等が発生した場合の、適切な避難誘導等並びに市及び必要な関係機関への通報、連絡に関すること。
- ・児童台帳等、個人情報 of 適切な管理に関すること。
- ・業務日誌、児童出欠表等の作成及び報告に関すること。
- ・お便り等の作成に関すること。
- ・学校等関係機関との連絡・連携に協力すること。
- ・児童移送における学校や事業者との連絡、調整、発注に関すること。
- ・その他放課後児童健全育成事業として必要な事務に関すること。

② 施設関係

- ・施設及び附帯設備の適正、安全な管理及び使用に関すること。
- ・火災、盗難その他事故発生の防止に関すること。
 なお、防火管理者については、各児童クラブ1名配置すること。
- ・その他施設の管理運営上必要な業務に関すること。
 (学童クラブ危機管理マニュアル等)

(4) 対象児童

小学校1年生から6年生までの児童及び健全育成上入所が適当と認められる児童。

(5) 支援員の配置及び資格について

① 配置人数

放課後児童支援員は、次の人数を標準とし、地域の実情に応じて配置する。ただし、その1名を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

登録児童数35人まで	2人以上
登録児童数36人以上	3人以上

(ただし、児童数の増加に応じて支援員の増員を図るよう配慮すること。)

特に配慮が必要な児童を受け入れる場合には、必要に応じ上記に加えて支援員の増員を市と協議すること。

また、統括を行う主任支援員を各小学校単位に1人以上配置すること。

② 資格

放課後児童支援員は、山梨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項に規定する都道府県知事が行う研修を修了したものであること。ただし、都道府県知事が行う研修の終了については、令和5年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。

1 0 状況報告及び現地

市は、運營業務の状況について、受託事業者に報告を求めることができ、必要に応じて現地調査を行うことができる。

1 1 委託契約の解除

受託事業者が行う運營業務の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、委託業務を解除し、または、期間を定めて運營業務の全部または一部の停止を命じることができる。

- (1) 受託事業者が、市が行う報告の要求、現地調査または必要な指示に従わないとき。
- (2) 受託事業者による運営を継続することが適当でないと市が認めるとき。

1 2 個人情報の保護

山梨市個人情報保護条例に規定する個人情報の収集の制限、個人情報取扱事務の届出、目的外利用及び外部提供の制限、適正な管理の規定等は、受託事業者に準用するため受託事業者は、この条例を遵守しなければならない。また、受託事業者は、個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

1 3 秘密の保持

受託事業者と委託業務に従事するものは、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならない。

1 4 協議

受託事業者は、この仕様書に規定するものの他、受託事業者の業務の内容及び処理について疑義が生じた時は、市と協議し決定する。

15 業務の引継ぎ

委託期間が満了し、又は委託を取消された時は、速やかに放課後児童健全育成事業に関する事務を整理し、市と市が指定する者に対して業務の引継ぎを行う。

なお、引継ぎに関する経費は、受託者の負担とする。

参考

※ 利用者負担金等（令和4年度）

1) 放課後学童クラブを利用する児童1人当たりの負担金の額

次のとおり（減免制度あり）

同世帯で2人以上利用の場合は、2人目から半額。

2) 生活保護世帯またはひとり親世帯で前年度の市民税が非課税の場合は免除。

区 分	期 間	学童クラブを利用する児童1人当たりの負担金の額
年間を通じて学童クラブを利用する場合（年度途中で入会、退会した場合を含む）	8月以外の月	月額 3,000 円
	① 8月 ② 土曜日に利用する場合	月額 8,000 円 ②通常月額に 1,000 円加算
学校の休業日の期間中に限り学童クラブを利用する場合	春季休業日の期間	3,000 円
	夏季休業日の期間※	8,000 円
	冬季休業日の期間	3,000 円
	学年末休業日の期間	3,000 円
	土曜日に利用する場合 (夏季休業日以外の期間のみ)	夏季休業日以外の期間の額に 1,000 円を加算する

※夏季休業は月を跨ぐため、7月中の夏季休業は3,000円とする。また、8月中休会する場合は、8月以外の月額半額（1,500円）とする。

3) 放課後学童クラブを利用する児童1人につき 保険料：保護者負担

4) おやつ提供については基本無しとするが、保護者等の希望によっては事業者と協議する。

(別表1)

業務分担区分

項目	業務内容	負担者	
		市	受託者
運営全般	事業運営の総括		○
	各関係機関との連絡調整		○
	保護者の対応		○
	おやつ発注、管理		○
	履行確認	○	
指導計画等の作成	出欠席簿や指導日誌の作成		○
	年間及び月間指導計画の作成		○
利用申請書等の手続き	新規募集案内の作成、配布	○	
	利用申請書等の受付、受理	○	○
	利用申請の審査	○	
	利用決定通知の作成・配布	○	
	退会届の受付、受理	○	○
	利用区分変更届の受付、受理	○	○
	保護者説明会の実施及び資料の作成		○
利用料の徴収等	利用料の決定、納入通知書の作成	○	
	納入通知書の配布	○	
	利用料の徴収	○	
	利用料の未納者対応	○	○
	利用料の収納管理及び滞納整理	○	
	利用料の減免措置	○	
支援員等の採用・労務管理	支援員等の募集採用及び配置		○
	支援員等の出退勤管理（勤務表の作成）		○
	支援員等の給与等の支払い		○
	支援員等の資質向上のための研修の実施		○
	支援員等の職場環境の整備（健康管理）		○
	履行確認	○	
安全管理・施設管理	児童の安全管理		○
	施設内の清掃		○
	施設・設備の日常的な点検、簡易な修繕		○
	物品の管理（消耗品・備品）		○
	履行確認	○	

項 目	業務内容	負 担 者	
		市	受託者
その他	各種行事への参加		○
	保護者宛て各種文書等の作成・配布		○
	事故発生時の対応		○
	事故発生による怪我への対応		○
	要望・苦情の処理及び報告		○
	特別な支援が必要な児童への対応		○
	児童虐待への対応	○	
	履行確認	○	

(別表2)

費用分担区分

項 目	業務内容	負 担 金	
		市	受託者
報償費	研修会や行事に係る講師謝礼等		○
旅費	研修等に係る旅費		○
需用費	消耗品費（育成用品）		○
	消耗品費（施設管理用品）	○	
	光熱水費		○
	修繕費 ※簡易修繕（概ね10万円未満）以外のもの	○	
	おやつ購入費		○
	児童用医薬品購入費		○
役務費	通信運搬費（電話使用料・インターネット回線使用料）		○
	保険料（障害保険等）		○
使用料	上下水道使用料		○
備品購入費	備品購入費	○	
給料手当			○

(別表3)

リスク分担区分

種 類	内 容	負担者	
		市	受託者
包括的責任	施設設置、所有者としての包括的責任（管理瑕疵を除く）	○	
維持管理	施設の工事、修繕	○	
	施設・設備の日常的な点検、簡易な修繕		○
	物品管理、清掃、安全衛生管理等		○
管理運営	運営全般（連絡調整、案内、警備、苦情対応等）		○
支援員の加配	特別な支援を必要とする子への支援員の加配	両者協議	
施設、設備、備品等の修繕	管理上の瑕疵に係る損害		○
	上記以外のもの	○	
設備、備品等の更新・新規購入	管理上の瑕疵に伴う更新		○
	管理者に起因する業務の拡大、変更に伴う新規購入	両者協議	
	上記以外のもの	○	
物価変動	物価変動による人件費、物品等経費の増	両者協議	
税制度の変更	施設管理、運営に影響する税制変更による経費の増	両者協議	
要望への対応	運営内容に対する利用者からの要望への対応等		○
	契約内容に関わる利用者からの要望への対応等	両者協議	
政治、行政の理由による事業変更	政治、行政的理由から、運営業務の継続に支障が生じた場合、または、業務内容の変更を余儀なくされた場合の増加経費負担	○	
不可抗力	自然災害、その他の市または受託者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
第三者への賠償	受託者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	両者協議	
セキュリティ	管理不備による情報漏えいや犯罪発生等		○
事業終了時の費用	運営業務委託の期間が終了した場合における引継ぎに係る経費及び事業者の撤収費用		○